



日野市内販売農家の皆さまへ

燃料費が
10万円以上の方!

令和8年度

日野市燃料等価格高騰支援補助事業のご案内

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。
日野市では、燃料等の価格高騰により経営が困難になっている農家の皆さまを支援するため、令和7年の年間合計費用の3割相当を補助します。

対象者	日野市内に住所を有する販売農家(個人・法人) 補助対象費用の合計が100,000円以上の者 (燃料代と電気代が合計で100,000円以上の方でも可)
対象期間	令和7年1月から令和7年12月 ※令和8年ではありません。
補助金額	年間支払合計額の3割 (1,000円未満は切り捨て)
補助金の上限	70万円まで
補助対象	施設栽培用暖房機の燃料代(トラック・トラクター等の燃料代を除く) 施設栽培用暖房機・農業用機械・作業小屋・販売所の電気代(領収書が住居と分かれているもののみ)
注意点	予算を超える場合はその時点で終了いたします。 (予算6,700,000円)

【申請方法】

申請書等は都市農業振興課の窓口にてご記入いただきます。ご持参いただいた資料に不備がないか職員が確認した後、申請書等へのご記入となりますので、**必ず事前にお電話にてご予約の上**、窓口にお越してください。

【ご持参いただくもの】

- 令和7年の燃料等の支払いが確認できる書類(領収書、通帳等)
※請求書のみ提出では支払いが確認できないため、対象となりません
※通帳のコピーをご持参する場合は、裏表紙のコピーも必要です。
- 印鑑
- 補助金の振込先がわかるもの

【申請受付期間】

令和8年7月1日(水)～7月31日(金)

※切厳守となります。上記期間内に都市農業振興課へご提出ください。

お問合せ先

日野市役所産業スポーツ部都市農業振興課

〒191-8686 日野市神明 1-12-1

TEL 042-514-8447

FAX 042-581-2516

Mail sangyo_nousan@city.hino.lg.jp

裏面に Q&A があります

Q & A

Q1 補助対象となるのはどのようなものですか？

A1 施設栽培で使用する暖房機（ヒートポンプ含む）、循環扇、溶液栽培で使用する給液装置、牛糞や鶏糞に使用する乾燥機、その他農業用機械の燃料代または電気代です。具体的には、燃料・・・灯油・重油・ガス
電気・・・電灯電気・動力電気

Q2 J A組合員以外も対象となりますか？

A2 日野市内に住所を有する販売農家であれば対象になります。庭先販売など、個人販売所で販売している方は、販売していることがわかる記録（販売の帳簿等）が確認できれば対象となります。

Q3 添付書類はどのような書類が必要ですか？

A3 対象となる燃料費・電気料をお支払いいただいたことが確認できる書類（通帳の写しや領収書等）が必要です。不明な場合は申請前に都市農業振興課にお問合せください。

Q4 普段はインターネット上の画面で使用料や支払金額を確認している場合はどうすればいいですか？

A4 印刷をして紙媒体にして提出してください。支払いが分かる画面を印刷したものでも結構です。

Q5 申請書はどこで入手できますか？

A5 日野市役所本庁3階都市農業振興課に用意してあります。事前にご予約の上、表のページ【ご持参いただくもの】を窓口を持参いただければその場で申請書を作成できます。

Q6 クレジットカードで燃料費・電気料の支払いをしています、対象になりますか？

Q6 対象となりますが、①クレジットカードで燃料費等を支払ったことがわかる書類、②クレジットカード全体の支払いが通帳から引き落とされたことがわかる書類の両方が必要となります。通帳から引き落とされた日が基準日になります。

Q7 補助金の入金はいつ頃ですか？

A7 令和8年8月中を予定しています。

Q8 電気代の支払いを自宅と農業用で分けていない場合は対象になりませんか？

A8 請求書・領収書が分かれていなければ対象になりません。

Q9 本事業を利用し補助金交付の後、実績報告書等の書類提出はありますか？

A9 ありません。

Q10 なぜ補助金対象費用の合計金額が100,000円未満は補助対象にならないのですか？

A10 燃料等の年間支払い金額が多い方がより大きな影響を受けているため、年間の燃料等の支払い金額の合計が100,000円未満の方は補助対象外としています。